

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年10月24日(2022.10.24)

【公開番号】特開2021-98705(P2021-98705A)

【公開日】令和3年7月1日(2021.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2021-029

【出願番号】特願2021-20351(P2021-20351)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/35(2006.01)

A 6 1 Q 11/00(2006.01)

A 6 1 K 8/9789(2017.01)

A 6 1 K 8/96(2006.01)

A 6 1 K 8/34(2006.01)

A 6 1 K 8/25(2006.01)

A 6 1 K 8/02(2006.01)

A 6 1 K 9/06(2006.01)

A 6 1 P 37/08(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 39/35

A 6 1 Q 11/00

A 6 1 K 8/9789

A 6 1 K 8/96

A 6 1 K 8/34

A 6 1 K 8/25

A 6 1 K 8/02

A 6 1 K 9/06

A 6 1 P 37/08

20

【誤訳訂正書】

30

【提出日】令和4年10月13日(2022.10.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

[0030]本発明の他の態様において、プロ - 練り歯磨きの処方は、結合剤；表面活性剤；研磨剤；保水剤；水；甘味剤；保存剤；芳香剤；乳白剤又は着色剤、及び虫歯予防剤を含んでなり；ここにおいて；

40

(1) 結合剤は、約0.35% - 0.45% (重量/重量) のカルボマー940TM又は類似の結合剤；約0.75% - 1.0% (重量/重量) のカルボキシメチルセルロースナトリウム(CMC)又は類似の結合剤；及び約10% - 20% (重量/重量) のゼオデント153TM又は類似のシリカ増粘剤を含んでなり、

(2) 表面活性剤は、約1.0% - 2.0% (重量/重量) のラウリル硫酸ナトリウム(SLS)又は他の類似の薬剤を含んでなり、

(3) 研磨剤は、約5.0% - 10.0% (重量/重量) ゼオデント113TM又は他の類似の研磨剤を含んでなり、

(4) 保水剤は、約40% - 55% (重量/重量) のポリオール、例えばグリセリン又はソルビトール(70重量/容量%の溶液)、又は他の保水剤を含んでなり、

50

(5) 水は、約 18% - 25% (重量/重量) を構成し、

(6) 甘味剤は、約 0.2% - 0.4% (重量/重量) のサッカリンナトリウム又は他の類似の甘味剤を含んでなり、

(7) 保存剤は、約 1.0% - 2.0% (重量/重量) の三塩基性リン酸ナトリウム (Na_3PO_4)、及び約 0.5% - 1.0% (重量/重量) の一塩基性リン酸ナトリウム (NaH_2PO_4)、又は他の類似の保存剤を含んでなり、

(8) 芳香剤は、約 0.1% - 1.5% (重量/重量) の天然のペパーミント油又は他の類似の芳香剤を含んでなり、

(9) 乳白剤及び/又は着色剤は、約 0.1% - 0.2% (重量/重量) の二酸化チタン及び/又は他の乳白剤又は着色剤を含んでなり、そして

(10) 虫歯予防剤は、約 0.2% - 0.5% (重量/重量) のフッ化ナトリウム (NaF) 又は他の類似の虫歯予防剤を含んでなる。

10

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

口腔粘膜療法練り歯磨きを処方するためのキットであって、当該キットは、

20

(a) 約 50 容量% のグリセロール；

アクリル酸のポリマー、セルロース誘導体、およびシリカ基剤粘度調整剤を含む、約 10%

ないし約 22% (重量/重量) 間の量の結合剤；

約 1.0% - 2.0% (重量/重量) の表面活性剤；

約 5% - 10% (重量/重量) の研磨剤；

約 0.2% - 0.4% (重量/重量) の甘味剤；

約 1.5% - 3% (重量/重量) の保存剤；

約 0.1% - 1.5% (重量/重量) の芳香剤；

約 0.1% - 0.2% (重量/重量) の乳白剤；

約 0.2% - 0.5% (重量/重量) の抗カリエス剤；および

30

約 18% - 25% (重量/重量) の水、

を含むプロ - 練り歯磨きの少なくとも一つのバイアル、並びに、

(b) 約 50 容量% のグリセロールを含む溶液中に懸濁されている少なくとも一つのアレルゲン又はアレルゲン抽出物を含む溶液の少なくとも一つの別個のバイアル、ここにおいて、前記少なくとも一つのアレルゲン又はアレルゲン抽出物は、植物アレルゲン、動物アレルゲン、真菌アレルゲン、昆虫の毒液アレルゲン、植物アレルゲン、およびこれらの

組合せからなる群から選択される、

を含み、

ここにおいて、前記アレルゲン又はアレルゲン抽出物の懸濁溶液中のグリセロールの濃度は、プロ - 練り歯磨き中のグリセロールの濃度と実質的に同じになるように選択される

40

、

前記キット。

【請求項 2】

前記プロ - 練り歯磨きが、約 20% (重量/重量) のシリカ基剤粘度調整剤を含んでなる、請求項 1 に記載のキット。

【請求項 3】

少なくとも一つのアレルゲン又はアレルゲン抽出物が、ミルク、タマゴ、ダイズ、コムギ、ピーナッツ、木の実、魚類、甲殻類、及びこれらの組合せからなる食物製品の群から選択されるアレルギー性タンパク質を含んでなり、そして、アレルゲン又はアレルゲン抽出物のバイアルの数に対応する数のプロ - 練り歯磨きのバイアルを含む、請求項 1 に記載の

50

キット。

【請求項 4】

口腔粘膜療法のために適した練り歯磨き組成物を処方する方法であって、請求項 1 に記載の、前記プロ - 練り歯磨きと、前記アレルゲン又はアレルゲン抽出物の懸濁溶液とを混合することを含む、前記方法。

【請求項 5】

前記アレルゲンが、植物アレルゲン、動物アレルゲン、真菌アレルゲン、及びこれらの組合せから選択される、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記アレルゲンが、ミルク、タマゴ、ダイズ、コムギ、ピーナッツ、木の実、魚類、甲殻類、及びこれらの組合せからなる食物製品の群から選択されるアレルギー性タンパク質を含んでなる、請求項 4 に記載の方法。

10

【請求項 7】

前記練り歯磨き組成物と口腔粘膜の標的領域を接触させることによって、患者の口腔粘膜の標的領域に一定量の一つ又はそれより多いアレルゲンを、少なくとも毎日一回供給することを含んでなる、患者のアレルゲンに対する免疫反応を軽減するための方法、に使用するための練り歯磨き組成物の処方における使用のための、請求項 1 に記載のキット。

【請求項 8】

前記口腔粘膜の標的領域が、前庭領域及び / 又は頬側領域を含んでなる、請求項 7 に記載のキット。

20

【請求項 9】

少なくとも毎日一回前記練り歯磨き組成物と口腔粘膜の標的領域を接触させることが、前記練り歯磨き組成物で、少なくとも毎日 2 回歯磨きすることを含む、請求項 7 に記載のキット。

【請求項 10】

前記患者が非ヒトの動物である、請求項 7 に記載のキット。

【請求項 11】

前記アレルゲンが、動物アレルゲン、植物アレルゲン、真菌アレルゲン又はこれらの組合せから選択される、請求項 7 に記載のキット。

【請求項 12】

前記アレルゲンが、ミルク、タマゴ、ダイズ、コムギ、ピーナッツ、木の実、魚類、甲殻類、及びこれらの組合せからなる食物製品の群から選択されるアレルゲンタンパク質を含んでなり、そして、所望により、前記練り歯磨き組成物は、それぞれの食物製品からの一つのアレルゲンタンパク質を含んでなる、請求項 7 に記載のキット。

30

【請求項 13】

患者のアレルゲンに対する免疫反応を軽減するための方法が、前記患者が 4 ヶ月ないし 6 歳間の年齢のヒトであり、そして、更に、前記練り歯磨き組成物を毎日、一定の時間枠間、標的領域に接触させる、ことを含む、食物導入治療計画を含む、請求項 12 に記載のキット。

【請求項 14】

(a) 一つの食物製品からのアレルゲンタンパク質を含めるように、前記キットから練り歯磨きを処方し；

b) ヒトの口腔粘膜の領域を、前記練り歯磨きと毎日の治療計画の一定の時間枠で接触させ；

40

(c) 時間枠中又はその後、口腔粘膜の免疫反応の症状をモニターし；

(d) それぞれの独立の食物製品に対して一つの、少なくとも 2 種の練り歯磨き組成物で実行するまで、工程 (a)、(b) 及び (c) を繰返し、そして (c) において免疫反応の症状が観察された食物製品に対するアレルギーを発症する傾向をモニターする、ことを含んでなる、4 ヶ月ないし 6 歳間の年齢のヒトにおける食物アレルギーを発症する傾向をモニターするための方法、

50

における使用のための、請求項 1 に記載のキット。

10

20

30

40

50